

企業脱炭素化支援センター



見える化等（GHG排出量算定サービス導入） 補助金のご案内

GHG(温室効果ガス)の把握や削減に資する「GHG排出量算定サービス」を導入する県内事業者に対し、その費用の一部を補助します！

「GHG排出量算定サービス」とは

GHG プロトコルに準拠して、GHG排出量を算定するサービス又はGHG排出量削減計画の作成を支援する役務を提供するサービスでいずれも財団が登録したもの

補助対象者

静岡県内に事業所を有する事業者

補助対象サービス (GHG排出量算定サービス)

当センターが登録したGHG排出量算定サービス

(GreenAI、AAKEL eCarbon、しずおかGXサポート、EcoNiPass、e-dash、アスエネ、Zeroboard、C-Turtle®、ファーストカーボン、ScopeX 等)

※詳細につきましては、下記のHPの申請ページにてご確認ください。

※令和7年4月1日以降に契約をし、同年の9月30日までに補助金の交付を申請したものを対象といたします。

補助対象経費

4月から12月までのサービスの使用料

※年間契約等で一括払いの場合は、按分方式により算出された補助対象期間の使用料相当額が対象(初期費用は対象外)

補助金額

補助対象経費の1／2

上限額

5万円

令和7年4月1日以降に契約し、利用開始日から令和7年12月31日までの期間に支出した合計使用料。

募集期間

～令和7年9月30日(火) (申請書必着)

補助金申請について

申請手続きは、企業脱炭素化支援センターHPの申請ページよりお願いいたします。

(公財)静岡県産業振興財団 企業脱炭素化支援センターHP

「見える化等(GHG排出量算定サービス導入)補助金 申請ページ」

申請
ページ



静岡県企業脱炭素化推進フォーラムへの登録(入会費・年会費無料)

※補助金申請の際にご登録が必要となります。あらかじめ、ご登録の程お願いいたします。



Q&A

補助対象者について

Q 補助対象者は静岡県内に本社のある事業者に限られるか。

A 本補助金は、静岡県内に事業所があり、その県内事業所に対して、サービスを導入する場合が対象となります。そのため、本社が静岡県内にない事業者でも、静岡県内の事業所にサービスを導入する場合は対象になります。また、過去に同種の補助金を受けた事業者でも、過去申請時と別事業所もしくは別サービスであれば、補助の対象となります。

補助対象サービス(GHG排出量算定サービス)について

Q どのサービスを導入すればいいか。

A 補助対象のGHG排出量算定または削減計画策定支援サービスにつきましては、センターHP(「見える化等(GHG排出量算定サービス導入)補助金登録サービス一覧」)にて掲載させていただいております。ご確認ください。

補助対象経費について

Q サービスの使用料の補助対象期間は。

A 令和7年4月1日以降に契約し、利用開始日から令和7年12月31日までです。令和8年1月1日以降の使用料につきましては、補助の対象外となります。

Q 対象期間のシステム使用料であれば全て全額対象となるか。

A 12月の使用料については、令和8年1月14日までに支払いが完了してないものは対象外となります。また、消費税及び地方消費税、(GHG排出量を算定するサービスに限り) 契約期間3か月未満の使用料につきましては対象外です。

募集期間について

Q 募集期間前に募集が終了する場合はあるか。

A 受付先着順のため、予算達成次第受付を終了させていただくことがございます。

補助金申請について

Q 補助金申請のやり方は。

- A**
- ①GHG排出量算定サービスを提供する発注事業者との契約
 - ②「GHG排出量算定サービス導入補助金申込フォーム」へ登録
 - ③申請書等のダウンロード
 - ④下記の提出先へ申請書等の提出

補助金の詳細・②のご登録・③のダウンロードにつきましては、申請ページよりお願いします。

Q 単年度に同一の事業者が複数回申請することは可能か。

A 単年度の複数回の申請は不可とし、申請は1回までとしております。

ただし、その1回の申請で複数のIDでの申請および複数のサービス提供者との契約は可とします。

提出先・問い合わせ先

公益財団法人静岡県産業振興財団 企業脱炭素化支援センター
〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4F
TEL: 054-273-4437 E-mail: newinnovate@ric-shizuoka.or.jp